

農地の被買収者に給付金

説明会は9月16, 17, 18日の三日間

数年来、多くの关心をあつめた農地改革による農地被買収者に対する報償問題も「農地被買収者に対する給付金の支給に関する法律」が制定され、これに伴って関係令規が施行されましたので、この請求事務が近く開始されることになりました。

この法律の対象となる物件や被買収者は、相当期間を過ごした農地の買収時にさかのぼるため、今後の請求事務については、いろいろ複雑な問題が生ずることが予想されますので、法律の大要をお知らせして、事務の手続きが円滑に終了できるよう関係者のご協力をお願いします

解説

■ 1畝歩以上の農地買収者に給付

農地改革で農地を1畝歩以上買収された者（売渡または、売払を受けた農地を差引いた残）。

またはその遺族（法人の場合は一定の資格要件を備えたもの）の請求によって支給されます。

被買収物件は農地に限られておりませんので、未懸地、農業用施設として買収された土地建物は含まれません。また、財産税による物納農地も対象にならないことがあります。

■ 支給方法は国債

請求が相当と認められた被買収者には10ヶ年償還の無利子の国債で支給されます。

額面は、2千円 4千円 1万円
2万円 4万円 6万円
8万円 10万円 20万円

30万円 になっており、国債は、国へ譲渡する場合などのほかは原則として流通は禁止されています。

■ 給付金の支給を受けられる遺族

被買収者が昭和40年3月31日以前に死亡している場合は、その遺族が給付金の支給を受けますが、遺族の範囲が次のように限定されています。

- ① 死亡した者の死亡当時の配偶者（内縁を含む）
- ② 子、孫および父母。
子については被買収者の死亡時に胎児であったものが含まれます。

■ 遺族の順位

給付金の支給を受ける遺族の順位は次のとおりです。

- ① 子、孫、父母（養父母、実父母の順）の順になっています。
- ② 子のうち、昭和40年3月31日以前に死亡している者があるときは、その者に係わる孫が、他の子と同順になっています。
- ③ 被買収時の死亡時の配偶者は、他の遺族と同順位にされています。

なお、被買収者またはその遺族が昭和40年4月1日以後に死亡している場合は遺産相続の例によることになっています。

■ 給付金の額

買収された農地の面積に反当りの単位を乗じて算出した額（最高100万円まで）です。

田の場合の反当金額

1畝以上1反歩までは 1律1万円。

反当単価

1反歩～1町歩まで	2万円
1町歩～2町歩まで	1万円
2町歩～3町歩まで	6千円
3町歩以上	2千円

畠の場合

買収面積は実面積の60%に換算されます。

農地を買収されたが同時に売渡しや売払を受けた場合は、売渡しや売払の面積を買収面積から差引いた面積とされます計算後の買収面積に1反歩以上のものについて一反未満の端数があるときには切捨てになります。



■ 給付金の請求は

給付金を請求する者は所定の請求書と次の証拠書類を市長に提出していただきます。市ではこの請求書を本籍地の県知事に提出します。

証拠書類

- ① 農地の買収令書の正本
- ② 買収令書を紛失している場合は登記

簿謄本

- ③ 登記簿謄本で買収の事実を証することができない場合は、農業委員会の被買収農地調査結果通知書
- ④ 農業委員会の被売渡農地調査結果通書
- ⑤ 遺族が請求する場合
受給資格を有する遺族であること証明する戸籍謄本
- ⑥ 遺族が数人ある場合は、代表請求についての同意書
- ⑦ 内縁の配偶者の場合
婚姻の事実を証明する申立書などが必要です。
- ⑧ 法人の場合
一定の資格要件を証する証明書が必要です。

■ 給付金の請求期限

昭和年4月3日31まで

■ 昨年の実態調査とは関係ありません

昨年総理府で行った被買収者実態調査は給付金の請求とは関係ありません。したがって、今回新たに請求しないと給付金がもらえませんから注意してください。

■ 本市における請求の受付

市では、農業委員会が受付事務を代行することになり、10月上旬から開始できるよう準備を進めています。

■ 説明会をひらきます。

日程と場所

(時間はいずれも午後1時から)

期日	場所	参県地域
9月16日	二井田出張所	真中・二井田地区
9月17日	十二所出張所	十二所地区
9月18日	市役所会議室 (午後10時から)	旧大館、下川沿上川沿、長木沢迎内